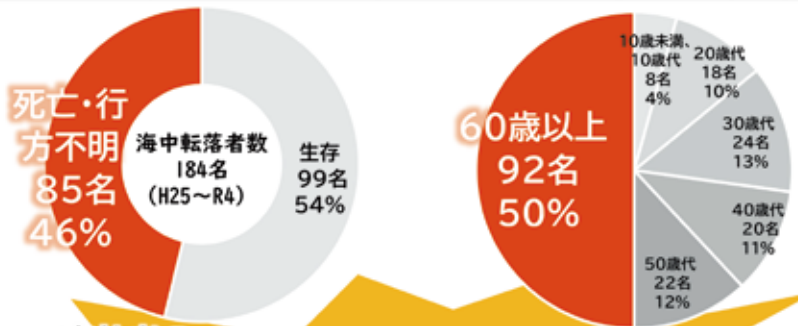


Rule & Manner

海中転落の2人に1人が死亡・行方不明！



事故者の

- ★2人に1人が**60歳以上**
- ★2人に1人が**ライフジャケット未着用**
- ★2人に1人が**単独での釣り事故**

楽しく釣りをするために・・・

☆ 釣りの安全スタイル ☆

1. **ライフジャケットを正しく着用!**
2. **滑りにくい靴を履く!**
3. **連絡手段の確保!**
4. **釣りに行く時は複数人で!**

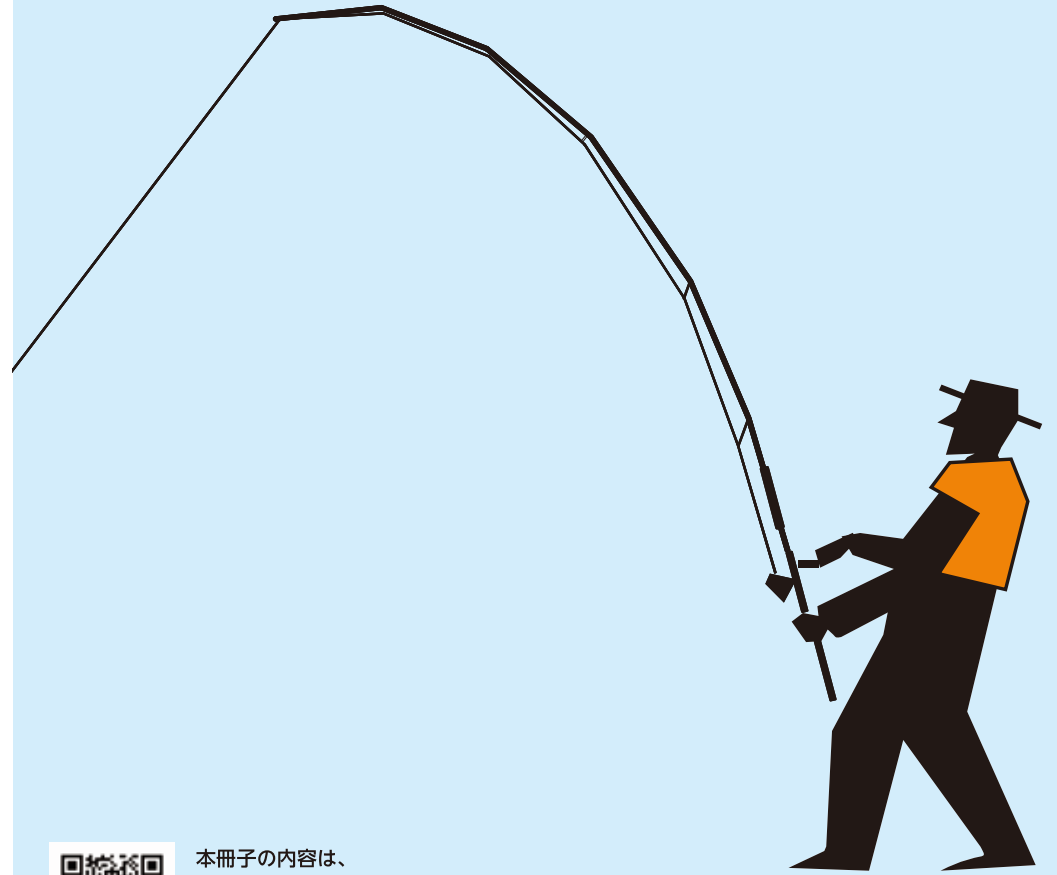


- 突起物に注意! (躓き)
- 夜間は慎重に! (踏み外し)
- 転倒に注意! (よろけ)

JCG 第一管区海上保安本部
海の安全情報



Water Safety Guide
海上保安庁ウォーターセーフティガイド



本冊子の内容は、
令和6年1月時点のものです。
更新内容はこちらから
ご確認ください。

北海道 フィッシングルール Q 検索



遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

遊漁採捕量報告のお願い

皆様の協力が水産資源の資源評価・資源管理に役立ちます



遊漁の採捕量情報により

- 資源評価の精度があがり、より正確に資源状態が把握できるようになります

遊漁者が資源管理に参加することにより

- 漁業と一体となった資源管理を行うことにより、水産資源を持続的に利用することができます

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます
(LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能)



LINE公式アカウント



LINEを使用しない報告先



 水産庁 【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL : 03-3502-8111 (内線6705)

C O N T E N T S

はじめに	1	港湾の利用について	17
遊漁に関する法制度	2	道内の規制一覧(湖沼、河川)	18
遊漁に関するルール	4	〃(河口規制)	21
違法な漁具・漁法に注意!!	6	〃(禁止期間等)	24
気を付けたいルールとマナー	8	〃(遊漁規則)	25
お問い合わせの多い魚種の規制について	9	〃(能取湖の海面指定について)	27
さけ・ます釣りに関する規制	10	〃(内水面区画漁業権)	
「幻の魚」まつかわを守ろう		コイヘルペスウイルス病のまん延を	
資源の増大に向けた漁業者の取組	12	防止するために	28
遊漁者・遊漁船業者の皆様へ		全道エリア別ルールマップ	29
～クロマグロの資源管理にご協力ください～	13	釣り団体に加入しよう	
遊漁船の利用について	14	やめて!!外来魚の移植放流	44
ミニボートの利用について	15	関係機関一覧(巻末)	
漁港の利用について	16		

はじめに

雄大な自然が多く残る北海道では、多くの方々が心のゆとりや自然とのふれあいを求めて野外レクリエーションを楽しまれています。特に、豊富な水産資源を有する広大な海や、原始の姿をとどめた溪流での釣りは、季節や地域による多様性とも相まって人気のレジャーとして定着しています。

釣りで利用される水産資源は長い年月をかけて育まれてきたものであり、資源を上手に活用しながら次の世代に引き継いでいくことが大切です。

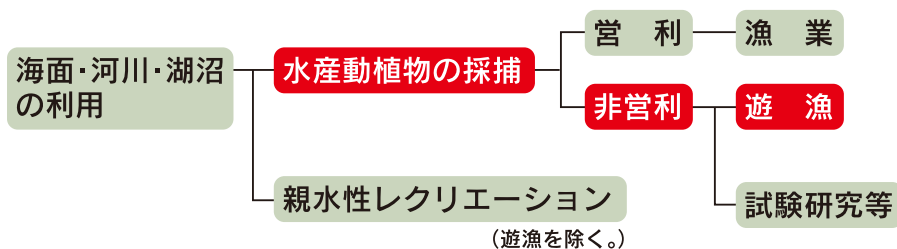
また、海や河川、湖沼は漁業生産の場でもあるので、漁業の支障とならないように注意する必要があります。

この冊子は、釣りを行う際に皆さんに守っていただきたい様々なルールやマナーを簡潔にまとめていますので、ご活用ください。

遊漁に関する 法制度

遊漁とは、営利を目的としないで、水産動植物を採捕する行為のうち、試験研究等を除いたものです。

遊漁を行うには、水面を生産活動の場として漁業との調整が必要な場合がありますので、漁業関係法令の規定に十分注意してください。



漁業法

水産資源の保存及び管理のための措置や漁業生産に関する基本的な制度を定めた法律です。

漁業を営む権利である漁業権などについては、漁業法で定められており、後述する漁業調整規則、委員会指示、遊漁規則等の根拠となっています。

注意!!

令和2年12月1日より全ての水面で特定水産動植物(あわび・なまこ・しらすうなぎ)の採捕が禁止されました。※しらすうなぎは令和5年12月から適用となりました。また、以下のとおり罰則が強化されました。

	改正前		改正後	
	懲役	罰金	懲役	罰金
・なまこ、あわび、しらすうなぎの特定水産動植物の採捕(第189条第1号)	—	—	3年	3,000万円
・違法に採捕された特定水産動植物の運搬、保管、販売等(第189条2号)	—	—	—	—
無許可、禁止漁業違反(第190条3号、8号)	3年	200万円	3年	300万円
漁業権又は組合員行使権の侵害(第195条)	—	20万円	—	100万円

水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的としています。

保護水面の設定や内水面におけるさけの採捕禁止のほか、水産資源保護のための措置や水産動植物の採捕に関する規制等の根拠を定めています。



漁業調整規則

北海道知事が管轄する水面で行われる水産動植物の採捕に関することについて、必要な事項を定めたものです。

「北海道海面漁業調整規則」と「北海道内水面漁業調整規則」を統合し、「北海道漁業調整規則」を新たに制定しました(令和2年12月1日施行)。「北海道漁業調整規則」はホームページに掲載しておりますので、こちらからご確認ください。



URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/gyogyouseiseikisoku.html>

委員会指示

漁業法に基づき、知事からの諮問に対する答申等を行う行政委員会として海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会が設置されています。

委員会は、漁業調整の円滑化や水産資源の保護の必要がある場合、関係者に対し、水産動植物の採捕の制限や禁止、また漁具の使用の制限に関する指示を行います。

遊漁規則

内水面の共同漁業権が設定されている区域では、漁業権者が遊漁規則を定めている場合があります。

このような区域内で遊漁を行う際は、漁業権者から遊漁承認証の交付を受けたいので、遊漁規則に定めたルールに従って行わなければなりません。

遊漁に関する ルール

海面

①漁業法と水産資源保護法の規定を受けて、漁業の調整に関して必要な事項を定めた規則が「北海道漁業調整規則」です。この規則では、海面で行われる漁業に関する定めのほか、釣りなどの遊漁にも制限があるため、注意が必要です。

[海面での主な制限の内容]

項目	根拠	対象魚種など
体長等による制限又は禁止	規則第39条	さけ・ます(20cm未満)、ほっき(7.5cm未満)等
禁止期間及び区域	規則第38条	ほっきがい、あさり、うに
河口付近におけるさけ・ます採捕の禁止	規則第42条、委員会指示	さけ・ます
遊漁者の漁具又は漁法の制限	規則第48条	③を参照してください

②漁業を営む権利を漁業権といい、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採ると、**漁業権侵害罪**や**窃盗罪**に問われることがあります。

(漁業権設定に関する詳細は、関係する漁業協同組合に確認してください。)

	漁業権(共同または区画)の内容となっている主な定着性水産動植物
海藻類	のり・ふのり・こんぶ・わかめ・ひじき・てんぐさ・まつも・もずく など
動物	うに・しゃこ・たこ・ほや・ほっかいえび・えむし など
貝類	あさり・あかかい・ほたてがい・ほっきがい・いかい・かき・しじみ・つぶ など

※あわび、なまこ、しらすうなぎは漁業法により採捕が禁止されています。詳しくはP2をご覧ください。

③遊漁者が行える漁具・漁法は次のとおりです(規則第48条)。

- ☆ 竿釣り及び手釣り
- ☆ たも網(網口及び網の長さの最長部が40cm未満に限る)
- ☆ 徒手による採捕

注意!!

トローリングやヘラ曳きは、漁法上『曳き縄釣り』に該当するため、遊漁者が行うことは、**禁止されています**。また**ひっかけ釣り**も、竿釣りに該当しないため同様に**禁止されています**。

内水面

①河川や湖沼などの内水面にも、海面と同様に北海道漁業調整規則により漁業や遊漁などに必要な事項を定めています。規則では、漁具や漁法の制限のほか、魚種により採捕が禁止されている区域や期間があります。詳しくは、18ページ以降をご覧ください。

[内水面での主な制限の内容]

項目	根拠	対象魚種など
保護水面	規則第37条	すべての水産動物 周年
資源保護水面	規則第37条	知事指定魚種(やまべ) 指定期間(6/1~翌年3/31など)
漁業の禁止	規則第34条	さけ・さくらます・からふとます(刺し網、引つ掛け釣り)
その他制限事項	規則第38条	さけ・ます・やまべ・あゆの禁止区域や期間など
	規則第39条	
	規則第41条	禁止水産動物の区域や期間
	規則第47条	ブラウントラウト等外来3魚種(移植禁止)
委員会指示	漁業法第120条	千歳川・斜里川

[規則で定める採捕に制限のある魚種]

水産動物	禁止期間	禁止区域
さけ・ます	周年	すべての内水面
やまべ	4月1日~5月31日	上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域の内水面
	5月1日~6月30日	日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域の内水面
あゆ	4月1日~6月30日	すべての内水面
	9月16日~10月31日	

②次の漁具・漁法を用いて水産動植物を採捕する場合は、知事の許可が必要となります(規則第36条)。

1. 刺し網
2. 流し網
3. 敷き網
4. 地びき網
5. 船びき網
6. はえ縄
7. 投網
8. どう^{※1}
9. かご
10. やな^{※2}
11. たも網^{※3}
12. さで網^{※4}

※3※4網口又は網の長さの最長部が40cm以上に限る

※1どう

水産動物を誘致し、陥落させてとらえる

※2やな

水流→
木や竹などを並べて川幅を堰き止め、魚捕部を設けて魚の走流性を利用してとらえる

※3たも網

40cm以上
40cm以上

※5やす

柄を持って
目的物につきさす

※6かぎ

生物をひっかけて
採捕

③次の漁具・漁法により、水産動物を採捕してはいけません(規則第40条)。
 ・水中に電流を通す漁法・やす^{※5}又はかぎ^{※6}を使用する漁法(『引つ掛け釣り』を含む)
 ・もじ網を使用する漁法・小型定置網・底建網

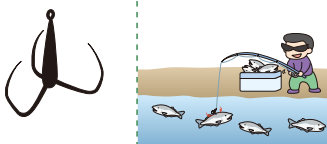

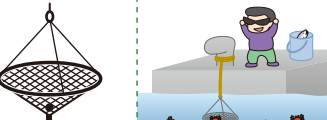
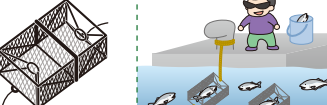
注意!!

・ひっかけ釣りは「かぎを使用する漁法」に該当する**禁止漁法**です。

違法な漁具・漁法に注意!!

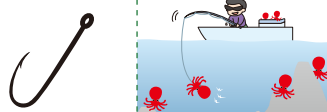
道内では、残念なことに「さけの引っ掛け釣り」や「あさり、しじみのじょれんひき」など、法令で使用が認められていない漁具や漁法により違法に水産動植物を採捕する遊漁者が多く見受けられます。違法な漁具・漁法の使用はおやめ下さい!!


<道内で見られる違法な漁具・漁法>

<h3>ひっかけ釣り</h3> 	<p>河川内、漁港、海岸などにおいて、釣竿を「しゃくる」ようにして能動的に釣り針に水産動植物を引っ掛ける行為 <small>※能動的とは…自分から他へはたらきかけること。 <small>※針の形状や大きさを問わず、釣り方により違法となる場合がありますのでご注意ください!(左図釣り針の形状は一例です)</small></small> 主な対象魚介類: さけ、からふとます</p>
<h3>からめ採り(ポンポン、モップ)</h3> 	<p>漁港内の岸壁や防波堤、海岸の岩場付近において、棒の先に裂いたビニールテープを重ねた房をつけて、岸壁側面をこするように、ウニなどをからめ採る行為 <small>※漁具の素材は一例です。</small> 主な対象魚介類: うに、かに、つぶ、なまこ</p>
<h3>ざる採り(つぶざる、かにざる)</h3> 	<p>漁港内の岸壁や防波堤、河川、湖沼等において、ロープの先に餌が入ったざるや折り畳み式かごを海中に投げ入れ、ざるやかごに入った貝等を採る行為 主な対象魚介類: つぶ、かに、うに、あいなめ</p>
<h3>魚採りかご(パタンかご、折り畳み式かご)</h3> 	<p>同上</p>

<h3>じょれん引き</h3> 	<p>漁港内の砂浜や水際付近などにおいて、じょれんで水底を引いて、金網内に入った砂や泥を水中でふるいに掛けて、あさりなどの貝類を採る行為 主な対象魚介類: あさり、ほっきがい、しじみ</p>
<h3>ホタテ釣り(ハンガー釣り)</h3> 	<p>漁港内や海岸において、釣り糸の先にハンガー型の仕掛けをつけて海底を引きずり、仕掛けを挟んだほたてがい等をつり上げる行為 主な対象魚介類: ほたてがい</p>
<h3>カニ網(こんぶがにからめ釣り)</h3> 	<p>漁港内の岸壁や防波堤、海浜地などにおいて、釣り竿に餌をつけた網を海中に投げ入れ、餌に集まり網にからまったかに等を採捕する行為 主な対象魚介類: かに</p>
<h3>潜水器(ボンベ採り)</h3> 	<p>磯場、海浜地、漁港内の防波堤などにおいて、潜水器を用いて海中に潜り、あわび、うに等を採捕する行為 主な対象魚介類: あわび、うに、なまこ、つぶ</p>

<共同漁業権の侵害による違反>

<h3>たこ釣り(共同漁業権魚種の採捕)</h3> 	<p>船上、漁港内の岸壁や防波堤、海浜地などの共同漁業権の魚種にたこが含まれる区域においてたこを採捕する行為</p>
---	--

<h3>素もぐり(共同漁業権魚種の徒手採捕)</h3> 	<p>磯場、海浜地、漁港内の防波堤など、共同漁業権魚種にあわび、うに等が含まれる区域において、素もぐりで採捕する行為</p>
---	--

※ここでは、主な違反事例を紹介しています。詳しくは、p4~5「遊漁に関するルール」をご覧ください。

気を付けたい ルールと マナー

海や川でのレジャーは楽しいものですが、残念なことに、一部の心ない人達のルール違反やマナー違反により、漁業生産活動を妨げたり地域の人々の生活に支障を与えているケースが少なくありません。

ここでは、皆さんに是非守っていただきたいルールやマナーのうち、代表的なものを掲載します。

レジャーはマナーを守ることが大切です。

共通

- ・密漁は犯罪です。絶対にしてはいけません。
- ・天候・海況だけでなく自分の体調にも配慮し、どんな時でも安全に気を付けましょう。
- ・ゴミや釣った魚は、投棄せず必ず持ち帰りましょう。
- ・漁港や民家付近等での迷惑駐車は、漁業活動や地域生活に大きな支障を与えるのでやめましょう。
- ・漁業活動や他の船舶の航行を妨げないように注意し、漁具には近づかないようにしましょう。
- ・台風が近づいているときや津波のおそれがあるときは、海や川などでのレジャーは危険ですのでやめましょう。



釣り

- ・小さな魚はリリースし、数を競わない釣りをしましょう。
- ・漁具に釣り針を引っかかないように気を付けましょう。
- ・電線の下を通過するときは、感電のおそれがあるので釣り竿をたたんでから通過しましょう。
- ・釣り糸が電線に掛かった場合はむやみに触れず、電力会社に連絡しましょう。
- ・ライフジャケットを着用して安全管理に心がけましょう。
- ・杭やテントの常設による場所取りは法令違反や遊漁者等とのトラブルになる場合がありますのでやめましょう。



PB・ 遊漁船

- ・港を利用する場合は許可が必要です。管轄する市町村役場などに問い合わせてください。
- ・航行ルールを守ってください。
- ・沖合の漁具に係留してはいけません。また航行の際は、漁具のロープやボンテン（浮き）などを引っかかないように注意しましょう。

ミニボート

- ・ミニボートの適正利用について、詳しくは15ページをご覧ください。



水上バイク

- ・遊泳者や船の近くで無謀な運転をしてはいけません。大事故の原因となります。



ダイバー

- ・潜水する場所は、事前に最寄りの漁業協同組合に確認してください。
- ・器材の点検や整備を怠らないようにしましょう。
- ・定められた講習を受けてください。
- ・単独行動は慎み、バディシステムを守りましょう。
- ・水産動植物に触れたり、餌を与えたりしてはいけません。岩や石なども動かさないようにしましょう。
- ・国立公園等の区域内では特別なルールがある場合があります。事前に確認し、ルールを遵守しましょう。



お問い合わせの多い魚種の 規制について

①さけ・ます

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されているほか、河口付近に規制が設けられている場合もあります。

詳しくは次のページをご覧ください。

●さけ・ます釣りに関する規制について…10～11ページ

●河口付近の規制について…21～23ページ

②やまべ

北海道漁業調整規則によるやまべの採捕禁止期間は次のとおりです。

4.1～5.31: 上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域の内水面

5.1～6.30: 日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域の内水面

このほかの規制については次のページをご覧ください。

●保護水面・資源保護水面・委員会指示…24ページ

●遊漁規則による規制…25～27ページ

●内水面区画漁業権による制限…28ページ

③あゆ

内水面において、**4.1～6.30**、**9.16～10.31**は採捕が禁止されています。

このほかの規制については次のページをご覧ください。

●保護水面…24ページ

●遊漁規則による規制…25～27ページ

●内水面区画漁業権による制限…28ページ

④まつかわ

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中還元しなければなりません。

詳しくは12ページをご覧ください。

⑤くろまぐろ

近年資源の状態が悪い太平洋クロマグロについては、遊漁者・遊漁船業者の皆さんも、資源管理にご協力をお願いします。

詳しくは13ページをご覧ください。

さけ・ます釣りに 関する規制

さけ・ますは、漁業資源としての重要性から、釣りに関して様々な規制があります。

北海道漁業調整規則における「ます」とは、さくらます、からふとます、べにます、ぎんます、ますのすけです。

内水面

内水面でのさけ・ますの採捕は全面的に禁止されていますが、例外として次に掲げるものなどが認められています。

1. 増殖に関すること

各地区の「さけ・ます増殖事業協会」が行う、増殖に用いるさけ・ますの採捕。

2. 調査を目的としたもの

釣りに関するさけ・ますの調査として、「有効利用調査」があります。

「有効利用調査」とは、釣り資源や環境教育の場として河川内でのさけ・ますを活用する可能性を調査するものです。

釣り人の皆さんが、事前に事務局に申し込み、「採捕従事者」として登録されると、調査を実施している河川内でさけ・ますを釣ることができます。

例年、次の2河川で実施されておりますが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響で忠類川での釣獲調査が中止されました。

令和5年度の実施については7月頃に決定します。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。

1) 忠類川 事務局：標津漁業協同組合「忠類川さけ・ます有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0153-82-2341 FAX 0153-82-2879

2) 浜益川 事務局：(一社)石狩観光協会浜益事務所「浜益川さけ有効利用調査実行委員会事務局」
TEL 0133-79-5700 FAX 0133-79-5701

Q. キャッチ&リリースは採捕になるの？

A. はい。キャッチ&リリースは採捕になります。

「釣りをする」行為は採捕に該当しますので、リリースしたとしても、禁止魚種の場合は違法行為となり罰則の対象となることがあります。

海面

海面のさけ・ます釣りは、河口付近の規制や体長制限のほか、船釣りに制限が設けられている海域があります。次の海域で釣りをを行う場合は注意が必要です。

1. 河口付近の規制

北海道漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示により、さけ・ますの増殖を行う河川等の河口付近は、さけ・ます釣りが禁止されています。

詳しい箇所などでは、21ページ以降に掲載しておりますので参照してください。

2. さけ・ますの船釣り規制

渡島及び根室管内沖合海域では、さけやますの船釣りを制限している期間及び区域があります。

詳しくは、渡島及び根室海区漁業委員会事務局に確認してください。

3. 船釣りライセンス制海域

次の海域では「船釣りライセンス制」が行われています。

○秋さけ船釣りライセンス(斜里・網走、ウトロ海域)

この海域で9月上旬から下旬にかけて「さけの船釣り」をする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

また、船釣りが禁止されている海域もありますので注意してください。

○さくらます船釣りライセンス

次の海域でさくらますの船釣りをする場合は、ライセンス証(承認)を受けた船舶に乗船しなければなりません。

海 域	規制時期
胆 振	12月～翌年3月
後 志	3月～5月
檜 山	1月～5月

遊漁船業者・プレジャーボート
(ゴムボートを含む)所有者の方は

サクラマス为目的とした
船釣りをする場合、
船舶ごとにライセンスを取得

釣り人の方は

船舶でサクラマス为目的とした
船釣りをする場合、
ライセンス取得船に乗船

船釣りライセンス制に関する詳細は、関係海区漁業調整委員会事務局へ確認してください。

《船釣りライセンス制実施の目的》

船釣りライセンス制とは、一定の期間や海域を定め、特定の魚種について承認(ライセンス)を受けた場合のみ遊魚を認めることです。

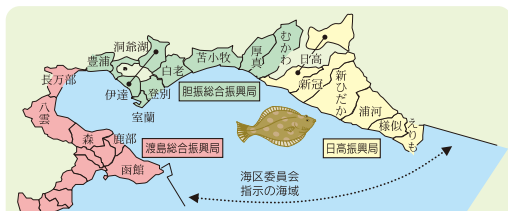
この船釣りライセンス制は、同じ海域を使用している漁業者と遊魚者との事故・トラブルの防止や、漁業者がつくり育てている資源の節度ある遊魚利用の実現を目的としています。

実施海域では釣獲尾数や釣獲時間などについて制限がありますので、遵守をお願いします。

「幻の魚」まつかわを守ろう

***全長35cm未満のまつかわは海中還元！**

函館市古部町～えりも町東端までの太平洋海域では、全長35cm未満のまつかわを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



・函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域において、まつかわ(たかのは、たんだか、ブランド名「王鰈」)の資源回復を図るために、平成18年度から漁業者による大規模な種苗放流が行われています。現在、まつかわの資源は、そのほとんどがふ化放流魚で占められています。
 ・当海域では、こうした資源を保護するために、漁業者に限らず、資源を利用する全ての人は、海区漁業調整委員会指示により、全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元(リリース)しなければなりません。

ご理解
願います!

資源の増大に向けた漁業者の取組

漁業者や漁業関係機関は、水産資源の維持や増大を図り漁業生産を向上させるため、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」に取り組んでいます。

「つくり育てる漁業」は、人為的に水産生物の種苗生産や放流、育成管理、漁場の造成や改良、養殖などを行うもので、漁業者が種苗や稚魚の生産及び放流を行う経費の一部を負担しています。

また、「資源管理型漁業」では未成年魚の保護や適正な漁獲量の設定など、積極的に資源を管理しています。

「つくり育てる漁業を行っている主な魚種」

さけ・ます・ひらめ・まつかわ・にしん・ほたてがい
 こんぶ・えぞはふんずに・あわび など

[資源管理協定で漁業者が規制している魚種とサイズ]

魚種	規制サイズ	対象海域
ひらめ	全長35cm未満	津軽海峡海域を含む北海道日本海海域
まつかわ	全長35cm未満	函館市古部町からえりも町東端までの太平洋海域
まがれい	全長18cm未満	北海道周辺の全海域
そうはち	全長18cm未満	
すけとうだら	全長34cm未満	

クロマグロの 資源管理に ご協力ください

～遊漁者・遊漁船業者の皆様へ～
 クロマグロ遊漁の規制や広域漁業調整委員会指示については、水産庁のホームページから確認をお願いします。

期間: 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

クロマグロ

資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の資源回復のため、採捕制限を実施しています。遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供

クロマグロ小型魚(30kg未満)採捕は禁止!

※原則せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。
 ※縦お尻長(尾の先から尾の付け根まで)100cm以下が目安ですが、個体差があるので、100cm以上でも30kg未満のおそれがある場合はリリースするようにしてください。

クロマグロ大型魚(30kg以上)採捕は5日以内に報告を!
 キープは1人1日1尾まで!

※リリースしたものについては報告義務はありません。
 時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は採捕禁止期間を設けます。

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから簡単にできます。
 LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認することも可能です。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、**釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認してください。**

LINE公式アカウント 報告サイト

水産庁 【お問合せ先】 水産庁管理調整課(遊漁・遊漁室) TEL: 03-3502-8111(内線6705)

遊漁船の利用について

船舶により釣り客を釣り場に案内する事業を行うためには、遊漁船業の適正化に関する法律（略称称：遊漁船業法）の規定に基づき、北海道知事の登録を受けなければなりません。

遊漁船を利用する場合は、登録を受けた船かどうかを確認してください。

また、船内では、船長及び遊漁船業務主任者の指示に必ず従いましょう。

登録を受けた遊漁船の確認方法

確認事項	内容	掲示場所	掲示例
船体表示	登録を受けた遊漁船業者は、道から通知された4ケタの登録番号（掲示例のとおり）を遊漁船に表示しなければなりません。	遊漁船の左右両舷	④北海道××××
登録票	登録を受けた遊漁船業者は、必要事項を記載した登録票を掲示しなければなりません。		右記のとおり →

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	北海 太郎
登録番号	北海道××××
登録の有効期間	○年○月○日から ○年○月○日まで
営業所の所在地	北海道札幌市 北3条西6丁目
遊漁船の名称	北海丸
遊漁船業務主任者の氏名	北海 太郎
損害賠償措置の保険期間	○年○月○日から ○年○月○日まで

令和6年4月から遊漁船の制度が変わります

1. 遊漁船利用者のみなさまへ

より安全に釣りが楽しめるよう、**令和6年4月1日から**
遊漁船業の制度が大きく変わります。



○遊漁船業者による安全管理の体制が強化されます！

- ・事業者は緊急時の連絡体制や出航判断基準等を業務規程に定め、都道府県知事が確認します。
- ・船の上で利用者の安全管理を行う遊漁船業務主任者の責務を拡充します。備忘録の場合も定期的な見回りなどを実施します。

⇒みなさまも遊漁船業務主任者の指示をしっかり守って下さい。

○遊漁船業の登録要件が厳しくなります！

- ・登録取消し処分を受けた者は、5年間は登録できなくなります。
- ・利用者の安全確保等に関する業務規程の内容が基準に適合していない場合、登録・更新ができなくなります。

⇒みなさまの安全確保に問題のある事業者の参入等を防いでいきます。

○遊漁船の安全に関する情報が公表されます！

- ・都道府県は事故情報や業務改善命令を受けた事業者情報を、事業者は損害賠償措置の情報を業務改善命令を受けて改定した内容をインターネット等で公表します。

⇒みなさまは、安全性の高い遊漁船を選ぶために、これらの情報を役立てて下さい。

水産庁資源管理部管理調整課遊漁調整班
電話：03-3502-7768

改正遊漁船業法の
情報はこちら →



2. 遊漁船業務主任者の更新講習について

遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期限は、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年1月1日から5年となっていますので、有効期間満了前に更新の講習を受講しなければなりません。ご自分の修了証明書の交付年月日をご確認のうえ、必ず受講してください。

講習の日程については、水産庁のホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/e-noki/yugyo/what/kouza.html>)

3. 損害賠償措置の保険加入について

遊漁船業者は、利用者1人当たりのてん補限度額が3千万円以上（令和6年4月以降は5千万円以上）の保険又は共済に加入しなくてはなりません。令和6年4月より遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。詳しくは、水産庁ホームページから確認をお願いします。

ミニボートの利用について

船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要であるミニボートは、転覆や機関故障等の海難事故も増加しています。

海や湖に出れば、他の船舶と同様に海上・水上の交通ルールが適用されますので、海や船のことはしっかり確認した上で利用しましょう。

海上でのミニボートの利用は非常に危険です!!

出航前の確認事項

- ①天候・海況の把握は万全か（無理は禁物です）
- ②ライフジャケットは着用しているか
- ③燃料は満タンになっているか
- ④他船に視認してもらう目印となる旗を高い位置に掲げたか
- ⑤トラブルに備えオール、ロープ、バケツは積み込んだか
- ⑥携帯電話の防水対策は行ったか
- ⑦荷物を積み過ぎていないか（重すぎると水が入りやすくなり危険です）



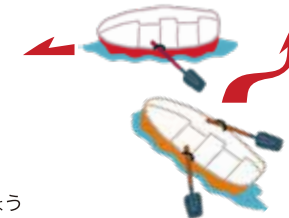
操船中の注意事項

- ①真横からの波を受けないよう注意しましょう（転覆しやすくなります）
- ②船上で立ってはいけません（船内移動は低い姿勢で動きましょう）
- ③波には弱いので、波が高くなったら早めに帰港しましょう
- ④岸の近くで乗りましょう（出港地から2km以内が目安です）
- ⑤船行・操業中の漁船や漁具には近づかない
- ⑥衝突の危険があるため密集しない
- ⑦人が泳いでいる水域には近づかない
- ⑧天候急変の予兆を読み取りましょう
- ⑨常に周囲に目を配りましょう（後方の見張りも忘れずに）
- ⑩日没前に帰港しましょう（全周灯を点灯しても他船から見えにくく危険です）



海上・水上の交通ルールと海でのマナー

- ①基本は右側通行
- ②港の出入り口では出航する船が優先です。待ってから入港しましょう。
- ③「相手の船を右側に見る船」が相手の船を避けましょう
- ④多数の船が航行する航路に留まらない
- ⑤お酒に酔った状態で操船しない
- ⑥ゴミは必ず持ち帰りましょう
- ⑦ミニボートを流出した場合は海上保安庁に連絡しましょう



事故を起こすと仕事を休んで救助活動を行う漁業者等に多大な迷惑をかけることになります。ミニボートの適正利用については、上記の他、次のホームページをご覧ください。
<https://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

漁港の 利用について

近年、海洋性レクリエーションなどで漁港を訪れる人も多く、漁港の利用をめぐる様々なトラブルが発生しています。

ここでは、漁港利用にあたって是非とも守っていただきたい基本的なルールとマナーを掲載しました。

港湾の 利用について

ここでは、港湾に指定されている港を掲載しています。港湾での釣りや潜水等のルールについては、各管理者にお問い合わせ下さい。

- 1** プレジャーボートなどで漁港を利用するときは、管轄する市町村役場に照会してください。



- 2** コンブの干場など漁業者の作業場や立入禁止施設、防波堤など危険な場所には立ち入らないようにしましょう。

- 3** 漁港内及び漁港周辺の迷惑駐車は絶対にやめましょう。

- 4** 港口付近での釣りは漁船と接触する恐れがあり、危険ですのでやめましょう。



- 5** 沖合の漁業施設（ロープ・網・浮き玉など）に係留したり、網に針を掛けたりしないよう気を付けましょう。



- 6** 航行ルールを守り、漁船の操業や航行を妨げないように注意しましょう。



- 7** 弁当の包装紙、空き缶、ビニール袋などのゴミや余った餌・釣針等は漁港に捨てないで、責任を持って持ち帰りましょう。

- 8** 天候や海況を確認し、ムリせず危険は避けて、沖へ出る場合には必ず救命胴衣を着用しましょう。

注意!!

漁港の区域内には、漁船以外の船舟の**放置等禁止区域**と、遊泳(潜水、入水し釣りをする行為を含む)を規制する**遊泳禁止区域**が指定されています。漁港内でのプレジャーボート等の放置や遊泳はやめましょう。違反した場合は罰金や料料に処されることがあります。詳しい内容は、お近くの総合振興局又は振興局水産課にお問い合わせください。

区分	港湾名	管理者	連絡先(電話)
国際拠点港湾	苫小牧港	苫小牧港管理組合	(代)0144-34-5551
	室蘭港	室蘭市	港湾部 0143-22-3191
重要港湾	十勝港	広尾町	港湾課振興係・管理係 01558-2-0185
	函館港	函館市	港湾空港部管理課 0138-21-3486
	小樽港	小樽市	産業港湾部港湾室 0134-23-1107・0134-23-1108
	石狩湾新港	石狩湾新港管理組合	(代)0133-64-6661
	留萌港	留萌市	地域振興部経済港湾課 0164-42-1840
	稚内港	稚内市	建設産業部 港湾空港課施設管理グループ 0162-23-6483
	紋別港	紋別市	建設部港湾課 (代)0158-24-2111
	網走港	網走市	建設港湾部港湾課 (代)0152-44-6111
	根室港(根室港区・花咲港区)	根室市	水産経済部港湾課 (代)0153-23-6111
	釧路港	釧路市	水産港湾空港部港湾空港課 0154-53-3371
地方港湾	えりも港	えりも町	建設水道課港湾・河川係 01466-2-2114
	浦河港	浦河町	産業課港湾係 0146-26-9016
	白老港	白老町	産業経済課水産港湾室 0144-84-2200
	森港	森町	水産課 01374-7-1087
	楸法華港	函館市	楸法華支所産業建設課 0138-86-2111
	松前港	松前町	水産課 (代)0139-42-2275
	江差港	江差町	産業振興課水産係 0139-52-6729
	奥尻港	奥尻町	水産農林課水産係 01397-2-3410
	瀬棚港	せたな町	せたな町水産林務課水産係 (代)0137-84-5111
	岩内港	岩内町	建設水道部建設住宅課 0135-67-7097
	余市港	余市町	建設水道部建設課管理係 0135-21-2127
	増毛港	増毛町	建設課管理係 0164-53-1115
	羽幌港	羽幌町	建設課土木港湾係 0164-68-7005
	焼尻港		
	天売港		
	天塩港	天塩町	建設課港湾道路係 (代)01632-2-1001
	鶯泊港・鶯泊港(鬼脇港区)	利尻富士町	産業振興課水産港湾係 (代)0163-82-1111
	杵形港	利尻町	まち環境整備課港湾漁港係 (代)0163-84-2345
香深港・香深港(船泊港区)	礼文町	産業課 (代)0163-86-1001	
宗谷港	稚内市	建設産業部 港湾空港課施設管理グループ 0162-23-6483	
枝幸港	枝幸町	水産商工課水産港湾グループ 0163-62-1238	
霧多布港	浜中町	水産課港湾係 0153-62-2198	

道内の規制一覧

湖沼・河川の規制

委員会指示については、単年度の措置が多いため、本表には令和5年度の実績を記載しております。
 遊漁規則はR5.9.1以降の状況を記載しております。内水面区画漁業権はR6.1.1以降の状況で記載しております。
 (河川名欄に記載されています〇〇等とは、流入する河川も含まれていることを示します。)

(総合) 振興局名	河川 番号	河川及び湖沼名	河口禁止区域 設定 (P21)	北海道漁業調 整規則 (P24)	内水面委員会指示 (P25)	遊漁規則 (P25)	内水面区画漁 業権 (P28)	掲載ページ
石狩	1	石狩川	○					33,36
	2	厚田川	○	○				33,36
	3	浜益川	○					33,36
	4	千歳川			○			32,33
	5	支笏湖				○		33
後志	6	余市川	○			○		32
	7	積丹川	○	○				32
	8	余別川	○	○				32
	9	珊内川	○					32
	10	古宇川	○	○				32
	11	野束川	○					32
	12	尻別川等	○	○ (目名川)				32
	13	朱太川等	○			○		32
	14	大平川	○	○				32
	15	泊川	○	○				32
	16	千走川	○	○				30,32
檜山	17	馬場川				○		30
	18	須築川	○	○				30,32
	19	後志利別川等	○	○ (メップ川)		○		30
	20	太櫓川等	○	○ (本流・小川)		○ (太櫓川、 二俣川、濁川)		30
	21	白別川	○	○				30
	22	突符川	○	○				30
	23	姫川	○	○				30
	24	厚沢部川	○					30
	25	天野川	○					30
	26	石崎川	○	○				30
	渡島	27	見市川	○	○			
28		相沼内川	○					30
29		大鴨津川	○	○				30
30		小鴨津川	○	○				30
31		茂草川	○	○				30
32		及部川	○	○				30
33		福島川	○					30
34		知内川	○					30
35		亀川	○					30
36		茂辺地川	○					31
37		戸切地川	○					31
38		汐泊川	○	○				31
39		原木川	○	○				31
40		尻岸内川	○					31
41		大舟川	○					31
42		鹿部川	○					31
43		鳥崎川	○					31
44		大沼・小沼・蕁菜沼等				○		31
45		遊楽部川等	○			○		30

(総合) 振興局名	河川 番号	河川及び湖沼名	河口禁止区域 設定 (P21)	北海道漁業調 整規則 (P24)	内水面委員会指示 (P30~43)	遊漁規則 (P25)	内水面区画漁 業権 (P28)	掲載ページ	
胆振	46	貴気別川	○					31	
	47	長流川	○					31,33	
	48	洞爺湖等				○		31	
	49	倶多楽湖				○		31	
	50	登別川	○					31	
	51	アヨロ川	○					31	
	52	敷生川	○					31	
	53	白老川	○					31,34	
	54	ボロト湖				○		31,34	
	55	錦多峰川	○					31,34	
	56	ウトナイ湖・美々川					○	34	
	57	三ヶ月沼					○	34	
	58	安平川	○					34	
	59	鷗川	○				○	34	
	日高	60	沙流川等	○				○(本流・オ コタン川)	34
		61	新冠川	○					34
		62	静内川	○					34
		63	三石川	○					34
		64	日高幌別川等	○	○(本流・春別川)				35,40
65		ニカンベツ川	○	○				35,40	
66		歌別川	○	○				35,40	
67		猿留川	○					35,40	
十勝	68	糠平湖等		○(流入河川)			○	37	
	69	然別湖等		○(北側及び 流入河川)			○(南側及び 流入河川)	37	
	70	ホロカヤントウ沼				○		35,40	
	71	広尾川	○					35,40	
	72	歴舟川	○					35,40	
	73	十勝川	○					35,40	
	74	楽古川	○					35,40	
釧路	75	音別川				○		41	
	76	茶路川				○		41	
	77	庶路川				○		41	
	78	阿寒川				○		41	
	79	阿寒湖等				○		42	
	80	塘路湖・シラルトロ沼等				○		43	
	81	摩周湖		○				43	
	82	新釧路川等	○			○		41	
	83	藻散布沼等				○		41	
	84	火散布沼等				○	○	41	
	85	ヒョウタン沼等				○		42	
	86	風蓮川支流姉別川		○				43	
	87	幌戸川	○					41,43	
	根室	88	風蓮湖	○					43
89		別当賀川	○	○				43	
90		風蓮川等	○				○(本流・トン デン川・村川)	43	
91		ヤウシュベツ川及びカネウシュベツ川				○		43	
92		ボンヤウシュベツ川				○		43	
93		西別川等	○	○				43	
94		床丹川	○					43	
95		当幌川	○					43	
96		標津川等	○	○(武佐川)				43	

(総合) 振興局名	河川番号	河川及び湖沼名	河口禁止区域設定 (P.21)	北海道漁業調整規則 (P.24)	内水面委員会指示 (P.30~43)	遊漁規則 (P.25)	内水面区画漁業権 (P.28)	掲載ページ
根室	97	伊茶仁川	○					43
	98	忠類川	○					43
	99	古多糠川	○					43
	100	薫別川	○					43
	101	元崎無異川	○					43
	102	植別川	○					43
	103	春苧古丹川	○	○				43
	104	羅白川	○					43
	105	サシルイ川	○					43
	オホーツク	106	イワウベツ川	○				
107		ホロベツ川	○					43
108		ベレケ川	○					43
109		オンネベツ川	○	○				43
110		糠真布川	○					43
111		奥薬別川	○	○				43
112		斜里川等	○	○ (エトンピ川)	○			43
113		止別川	○	○				42
114		浦士別川	○					42
115		濤沸湖				○		42
116		藻琴湖				○		42
117		藻琴川	○					42
118		網走川	○	○		○		42
119		網走湖等				○		42
120	常呂川	○					42	
121	湧別川	○					42	
122	コムケ湖						42	
123	渚滑川等	○	○ (ウツツ川)				37,39	
124	興部川等	○	○ (本流・ペンケ川)				39	
宗谷	125	幌内川	○	○				39
	126	フォーレツプ川	○	○				39
	127	徳志別川	○					39
	128	北見幌別川等	○	○ (バンケナイ川)				39
	129	頓別川	○			○		39
	130	ボン沼・クツチャ口湖等				○		39
	131	鬼志別川	○					39
	132	知来別川	○					39
	133	下苗太路川	○	○				38
	134	増幌川	○	○				38
留萌	135	天塩川等	○	○ (バクナイ川 及び 美利ケ川)				38,39
	136	遠別川	○					38
	137	風連別川	○					38
	138	信砂川	○	○				33,36
	139	曇寒別川	○	○				33,36
上川	140	朱鞠内湖等		○ (流入河川)		○		37,39

河口付近等におけるさけ・ます採捕禁止区域一覧(第42条関係)

- 注 1 左右河岸の規制区域は標柱などで示されています。沖合距離は最大高潮時の海岸線からの距離です。(左海岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)
- 2 この表で示している距離のうち、()内の数字は、標柱までの一応の目安として利用してください。
- 3 河川内でさけ・ますを採捕することは、水産資源保護法及び北海道漁業調整規則で禁じられています。
- 4 禁止期間の後ろには「海区」と記載されているのは、「海区委員会指示」のことです。
- 5 委員会指示の内容は、令和5年度の実績です。令和6年度の委員会指示の内容については、釣行の前に関係する(総合)振興局もしくは海区漁業調整委員会(巻末参照)にお問い合わせください(令和6年8月頃にはホームページに掲載予定)。

振興局名(総合)	河川及び湖沼名	区 域				沖 合 方 位 (メートル)	禁 止 期 間 (令和4年度実績)	
		河川口及び湖沼口沿岸 左 海 岸 (メートル)	右 海 岸 (メートル)	沖 合 左 方 (度分)	沖 合 右 方 (度分)			
石狩	浜益川	100	200	280.00	280.00	300	9.2~10.11 海区注4,5参照	
	厚田川	(200)	(100)	268.00	268.00	右 100 左 200	5.1~8.31	
	石狩川	(1,000)	(1,000)	312.30	300.35	2,000	5.1~11.30	
	後志	余市川	(500)	(500)	31.13	31.13	500	5.1~6.30 8.20~11.30
		積丹川	(300)	(300)	325.00	270.00	300	5.1~8.31
		余別川	(500)	(200)	70.00	320.00	150	5.1~8.31
		珊内川	300	(300)	243.00	243.00	300	4.1~8.31 海区注4,5参照
		古宇川	(300)	(300)	225.00	225.00	300	4.1~4.30 海区注4,5参照 5.1~8.31
		野束川	(300)	(700)	345.00	5.00	600	4.1~8.19 海区注4,5参照 8.20~11.30
		尻別川	(1,000)	(1,000)	299.30	300.00	1,000	4.1~4.30 海区注4,5参照 5.1~11.30
		朱太川	(500)	(500)	25.33	2.11	500	5.1~8.31
		太平川	150	(150)	40.00	30.00	150	5.1~8.31
		泊川	(300)	(300)	344.00	344.00	300	5.1~8.31 9.1~10.31 海区注4,5参照
	檜山	千走川	(300)	(300)	344.00	344.00	300	5.1~8.31
千走川		(500)	(800)	344.00	0.00	右 700 左 300	4.1~10.31 海区注4,5参照 (5.1~8.31の期間は上記区域を除く。)	
須築川		(300)	(300)	259.00	259.00	300	4.1~8.31	
後志利別川		(1,000)	(1,000)	281.45	281.45	1,000	4.1~11.30	
太櫓川		(500)	(500)	306.00	306.00	500	4.1~8.31	
白別川		(300)	(300)	212.00	208.00	300	4.1~8.31	
突符川		(300)	(300)	252.34	252.34	300	4.1~8.31	
姫川		(300)	(300)	254.00	254.00	300	4.1~8.31	
厚沢部川		(700)	(700)	274.30	262.30	700	8.20~11.30	
天野川		(300)	(400)	20.00	325.00	300	8.20~11.30	
渡島	石崎川	0	(150)	302.00	302.00	300	4.1~8.31	
	見市川	(500)	(500)	210.32	210.32	500	4.1~8.31	
	相沼内川	(400)	(400)	242.00	242.00	400	4.1~11.30	
	大鴨津川	(300)	(300)	246.00	246.00	150	6.1~8.31	
	小鴨津川	300	300	246.00	246.00	150	6.1~8.31	
	茂草川	(300)	(300)	220.00	220.00	200	6.1~8.31	
	及部川	(300)	(100)	180.00		右 0 左 100	6.1~8.31	
	福島川	(500)	(500)	135.00	135.00	500	9.1~12.10	
	知内川	(1,000)	(1,000)	90.00	90.00	1,000	9.1~12.10	

振興局名 (総称)	河川及び湖沼名	区		域			禁 止 期 間 (令和4年度実績)	
		河川口及び湖沼口沿岸		沖 合 方 位		沖 合 (メートル)		
		左海岸(m)	右海岸(m)	左方(度分)	右方(度分)			
渡島	亀川	(700)	(500)	168.00	168.00	700	9.1~12.10	
	茂辺地川	(600)	(700)	127.25	117.25	1,000	9.1~12.10	
	戸切地川	(600)	(700)	159.00	159.00	500	9.1~12.10	
	汐泊川	(500)	(500)	193.40	193.40	500	5.1~6.30 9.1~12.10	
	原木川	(500)	(500)	170.00	145.00	400	5.1~6.30	
	尻岸内川	(500)	(500)	152.00	152.00	500	5.1~6.30 9.1~12.10	
	大舟川	(250)	(250)	60.00	60.00	300	9.1~12.10	
	鹿部川	(300)	(300)	60.00		右0 左300	9.1~12.10	
	鳥崎川	(400)	(400)	12.00	12.00	500	9.1~12.10	
	遊楽部川	(1,000)	(1,000)	82.00	70.00	1,000	5.1~6.30 9.1~12.10	
胆振	貫気別川	(300)	(700)	195.00	195.00	500	9.1~12.10	
	長流川	500	500	210.00	210.00	500	9.1~12.10	
	登別川	(150)	(300)	142.00	142.00	300	5.1~6.30 9.1~12.10	
	アヨロ川	150	150	142.00	142.00	200	9.1~12.10	
	敷生川	500	500	139.45	139.45	500	5.1~6.30 8.20~12.10	
	白老川	500	500	143.30	143.30	500	5.1~6.30 8.20~12.10	
	錦多峰川	(300)	(200)	157.38	157.38	200	9.1~12.10	
	安平川	(1,000)	(1,000)	192.05	192.05	500	5.1~9.30	
	鶴川	(300)	700	220.08	221.17	500	5.1~6.30 9.1~12.10	
	日高	沙流川	(1,000)	(1,000)	230.00	230.00	1,000	5.1~11.30
		新冠川	(700)	(700)	215.10	215.10	700	9.1~11.30
		静内川	(1,000)	(1,000)	218.24	218.59	1,000	5.1~11.30
		三石川	(500)	(500)	199.45	197.47	500	5.1~6.30 9.1~11.30
日高幌別川		(1,000)	(1,000)	199.08	189.22	1,000	5.1~11.30	
ニカンベツ川		(300)	(300)	225.00	225.00	500	5.1~8.31	
歌別川		全道エリア別マップ40P図参照					5.1~11.30	
猿留川		(300)	(300)	90.00	90.00	300	5.1~11.30	
十勝	広尾川	(500)	(500)	113.00	113.00	500	6.1~11.30	
	楽古川	(300)	(300)	111.00	111.00	300	8.20~11.30	
	歴舟川	(1,000)	(1,000)	120.01	120.31	1,000	6.1~11.30	
	十勝川	(1,000)	(1,000)	135.35	135.35	1,000	6.1~11.30	
釧路	新釧路川	全道エリア別マップ41P図参照					6.1~11.30	
	幌戸川	(150)	(150)	154.30	154.30	150	8.20~11.30	
根室	風蓮湖	全道エリア別マップ43P図参照					5.1~11.30	
	別当賀川	300	300	13.10	13.10	300	5.1~11.30	
	風蓮川	300	300	6.20	6.20	300	5.1~9.30	
	西別川	(1,000)	(1,000)	64.03	64.03	1,500	6.1~11.30	

振興局名 (総称)	河川及び湖沼名	区		域			禁 止 期 間 (令和4年度実績)	
		河川口及び湖沼口沿岸		沖 合 方 位		沖 合 (メートル)		
		左海岸(m)	右海岸(m)	左方(度分)	右方(度分)			
根室	床丹川	(300)	(300)	73.32	73.32	600	5.1~9.30	
	当幌川	700	(700)	98.45	108.02	700	5.1~11.30	
	標津川	(1,000)	(1,000)	67.43	67.43	1,500	5.1~11.30	
	伊茶仁川	(500)	(500)	61.15	64.36	500	5.1~11.30	
	忠類川	500	500	58.50	58.50	500	8.3~11.4 海区注4,5参照	
	古多糠川	(150)	(150)	77.00	77.00	150	6.1~9.30	
	薫別川	(1,000)	(1,000)	85.00	90.00	1,000	6.1~11.30	
	元崎無異川	(150)	(150)	113.00	113.00	150	6.1~11.30	
	植別川	(500)	(500)	80.51	105.00	500	6.1~9.30 10.1~11.30 海区注4,5参照	
	春刈古丹川	(500)	(500)	109.00	108.45	500	5.1~11.30	
	羅白川	(700)	(700)	126.33	132.07	700	6.1~11.30	
	サシルイ川	(300)	(300)	96.00	96.00	300	5.1~9.30	
	オホーツク	イワウベツ川	(1,000)	(1,000)	326.46	326.46	1,000	6.1~12.10
		ホロベツ川	(100)	(100)	265.05	297.05	100	9.1~12.10 海区注4,5参照
		ペレケ川	全道エリア別マップ43P図参照					9.1~10.31 海区注4,5参照
		オネベツ川	(500)	(500)	301.30	301.30	500	5.1~8.31 9.1~10.31 海区注4,5参照
		糠真布川	(100)	(100)	321.21	321.21	100	9.1~12.10 海区注4,5参照
		奥薬別川	(500)	(500)	345.35	345.35	500	5.1~12.10
		斜里川	(1,000)	(1,000)	354.40	354.20	1,000	5.1~12.10
止別川		(1,000)	(1,000)	11.12	10.35	1,000	5.1~12.10	
高沸湖(浦士別川)		(100)	(100)	26.00	14.30	100	9.1~12.10 海区注4,5参照	
藻琴川		(1,000)	(1,000)	32.40	32.40	1,000	6.1~8.31 9.1~12.10 海区注4,5参照	
網走川		全道エリア別マップ42P図参照					6.1~12.10	
常呂川		(1,000)	(1,000)	2.20	2.20	1,000	6.1~12.10	
湧別川		(1,000)	(1,000)	22.30	22.30	1,000	6.1~12.10	
渚滑川		(1,000)	(1,000)	26.25	26.25	1,000	5.1~12.10	
興部川	(500)	(500)	35.50	35.50	500	5.1~12.10		
幌内川	(1,000)	(1,000)	46.57	38.44	1,500	6.1~12.10		
宗谷	フーレップ川	(300)	(200)	48.00	48.00	300	4.1~8.31	
	徳志別川	(900)	(1,000)	56.15	56.15	2,000	4.1~12.10	
	北見幌別川	(1,000)	(1,000)	34.00	34.00	1,000	4.1~8.31	
	頓別川	(1,000)	(1,000)	49.22	49.22	1,000	6.1~12.10	
	鬼志別川	(300)	(300)	39.00	44.00	右100 左300	6.1~9.10	
	知来別川	(200)	(300)	48.00	48.00	500	6.1~12.10	
	下苗太路川	(250)	(250)	50.00	50.00	300	4.1~8.31	
留萌	増幌川	(500)	(500)	307.00	307.00	500	5.1~8.31	
	天塩川	(1,000)	(1,000)	256.25	256.25	2,000	5.1~11.30	
	遠別川	(500)	(500)	263.00	263.00	500	8.20~11.30	
	風連別川	(300)	(300)	288.00	283.00	300	5.1~8.31	
	信砂川	(500)	(500)	303.30	303.30	500	5.1~11.30	
曙寒別川	(500)	(500)	308.00	329.00	500	5.1~11.30		

河口規制の区域や期間の延長・追加等最新情報は、ホームページ「北海道 フィッシングルール」で検索・ご確認ください。

北海道漁業調整規則等による区域、期間等の制限一覧

振興局(市町村)	禁止区域	水産動物名	禁止期間 ()												摘要		
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
全道	すべての内水面	さけ・ます あゆ															ます：さくらます、からふとます、べにます、ぎんます、ますのすけ
	石狩、根室、釧路、網走、紋別、空知、上川管内の内水面、日高、十勝、釧路、根室、オホshima、空知、網走管内の内水面	やまべ															
石狩	千歳川(一部)	すべての魚類															P32、33参照
	厚田川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	千走川	すべての水産動物															保護水面
	積丹川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	古宇川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	泊川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	余別川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	尻別川支流目名川	やまべ															P32、33参照
	大平川	やまべ															本支流 資源保護水面
	後志	後志利別川支流メッ川	すべての水産動物														
須築川		すべての水産動物															本支流 保護水面
太櫓川及び小川		すべての水産動物															保護水面
突符川		すべての水産動物															本支流 保護水面
姫川		すべての水産動物															本支流 保護水面
石崎川		すべての水産動物															本支流 保護水面
白別川		すべての水産動物															本支流 保護水面
見市川		すべての水産動物															保護水面
大鴨津川		すべての水産動物															本支流 保護水面
小鴨津川		すべての水産動物															本支流 保護水面
渡島	及部川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	汐泊川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	茂草川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	原木川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	日高根別川及び春別川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	ニカンベツ川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	歌別川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	離平湖に流入する河川	やまべ															本支流
	志別湖の北側の区域及びこれに流入する河川	すべての水産動物															
	摩周湖	にじます・ひめます															
根室	風蓮川支流姉別川	やまべ															本支流 資源保護水面
	西別川	すべての水産動物															保護水面
	别当賀川	やまべ															本支流 資源保護水面
	標津川支流武佐川	やまべ															本支流 資源保護水面
	春茹古丹川	やまべ															本支流 資源保護水面
	オンネベツ川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	止別川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	幌内川	すべての水産動物															保護水面
	奥薬別川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	斜里川	すべての魚類															内水指示
オホーツク	斜里川支流エトンビ川	やまべ															本支流 資源保護水面
	渚濱川支流ウツ川	やまべ															本支流 資源保護水面
	興部川及び興部川支流ペンケ川	やまべ															本支流 資源保護水面
	増幌川	すべての水産動物															保護水面
	下苗太路川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	北見根別川支流パンケナ川	やまべ															本支流 資源保護水面
	フーレップ川	やまべ															本支流 資源保護水面
	信砂川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	暑寒別川	すべての水産動物															本支流 保護水面
	大館川支流パンケナ川及び登呂シヤカ川	やまべ															本支流 資源保護水面

遊漁規則による制限の概要一覧

禁止区域、体長制限、漁具または漁法の制限などがありますので、詳細については関係漁業協同組合にお問い合わせください。

漁業協同組合 電話番号	河川 (湖沼)名	魚種	遊漁期間	遊漁料等	
				券の種類	金額(円)
支笏湖漁業協同組合 0123-25-2059	支笏湖	ひめます	6.1~8.31	船釣り 1日 3ヵ月(シーズン券)	1,500(税込) 26,000(税込)
※遊漁時間 6月午前3時~午後7時30分 7月午前3時30分~午後7時30分 8月午前4時~午後7時				陸釣り 1日 3ヵ月(シーズン券)	750(税込) 13,000(税込)
余市郡漁業協同組合 0135-23-2131	余市川 本支流	あゆ	7.1~9.15	1日 全期間	2,000(税込) 15,000(税込)
※遊漁時間 日の出~日没まで		やつめうなぎ	1.1~12.31	1日 全期間	100(税込) 1,050(税込)
朱太川漁業協同組合 0136-72-3231	朱太川	わかさぎ	1.1~12.31	1日 全期間	100(税込) 1,050(税込)
		あゆ	7.1~9.15	1日 全期間	2,000(税込) 12,000(税込)
瀬棚郡内水面漁業協同組合 0137-82-0032 (永豊商店内)	馬場川	あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
		あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
	後志利別川 本支流	あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
		やつめうなぎ	7.1~12.31	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
	太櫓川・二俣川・濁川	あゆ	7.1~9.15	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
		やつめうなぎ	7.1~12.31	1日 1年	2,000(税込) 8,000(税込)
大沼漁業協同組合 0138-67-2329	大沼・小沼・尊菜沼・宿野辺川・軍川・茹淵川	こい ふな	3.1~12.20	1日 1年	500(税込) 5,000(税込)
八雲町漁業協同組合 0137-62-3101	遊楽部川	わかさぎ	1.1~12.31	1日	800(税込)
		あゆ	7.15~9.15	1日 全期間	1,500(税込) 5,000(税込)
洞爺湖漁業協同組合 0142-66-2312	洞爺湖及び流入河川	にじます	船釣り 6.1~8.30 12.1~翌年3.31	1日(船釣り) 1日(陸釣り) 1年(船釣り)	1,200(税込) 1,500(税込) 20,000(税込)
※連絡先 洞爺湖町産業振興課 0142-74-3005		ひめます	6.1~8.31 12.1~翌年3.31		
※遊漁時間 午前4時~午後7時		やまべ			
		えび	6.1~8.31 12.1~翌年3.31	1日	500(税込)
いぶり中央漁業協同組合白老支所 0144-83-4660	倶多楽湖 ポロト湖	わかさぎ	5.1~8.31 11.1~翌年3.31	1日	500(税込)
		ひめます	5.15~7.31	1日	1,500(税込)
※遊漁時間 午前7時~午後4時		わかさぎ	1.1~3.31	1日 3ヵ月	800(税込) 5,000(税込)

漁業協同組合 電話番号	河川 (湖沼)名	魚種	遊漁期間	遊漁料等	
				券の種類	金額(円)
鶴川漁業協同組合 0145-42-2055 ※遊漁時間 午前9時～午後4時	鶴川	ししゃも	11.20～12.20	1日 1年	700(税込) 8,000(税込)
ひだか漁業協同組合 0146-48-2111	沙流川及び オコタン川	ししゃも	11.20～12.20	1日	300(税込)
大樹漁業協同組合 01558-7-7801	ホロカヤン トウ沼	わかさぎ	1.1～12.31	1日	700(税込) 小学生 300(税込)
白糠漁業協同組合 01547-2-2221 ※遊漁時間 午前7時～午後4時	茶路川 庶路川 音別川	ししゃも	12.10～12.31	1日	1,000(税抜)
釧路市漁業協同組合 0154-22-5151 ※遊漁時間 午前7時～午後4時	阿寒川 釧路川 新釧路川 達古布川 雪裡川	ししゃも	12.6～12.31	1日	1,000(税抜)
散布漁業協同組合 0153-67-2111	藻散布沼及び 藻散布川 火散布沼及び 火散布川	かれい	5.1～8.31及び 10.1～12.31	免 除	
塘路漁業協同組合 01548-7-2101	シラルトロ沼、塘路 湖、エオルト沼、ボ ント沼、マクント ウ沼、サルトル沼及 び流入河川など	わかさぎ	1.1～3.20	1日	1,000(税込)
		ふな	5.1～11.30		
		あめます	1.1～11.30		
阿寒湖漁業協同組合 0154-67-2750	阿寒湖 太郎湖 次郎湖 硫黄山川	わかさぎ	1.1～3.31 (日の出から日の入りまで)	日券 回数券(12回分)	1,100(税込) 11,000(税込)
		ひめます			
		にじます	5.1～11.30 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)		
		あめます	5.1～11.30 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)		
		いとう			
		ふな			
		こい			
		やまべ	1.1～3.31 (日の出から日の入りまで)及び 7.1～11.30 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)		
	えび	7.1～8.15 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)			
	阿寒川	にじます	5.1～10.31 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)	日券 回数券(12回分)	1,500(税込) 15,000(税込)
		あめます	7.1～10.31 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)	日券(船等持込有) 回数券 (12回分船等持込有)	2,000(税込) 20,000(税込)
		やまべ			
	ヒョウタン沼	にじます	5.1～10.31 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)	日券 回数券(12回分)	1,500(税込) 15,000(税込)
		あめます	7.1～10.31 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)	日券(船等持込有) 回数券 (12回分船等持込有)	2,000(税込) 20,000(税込)
阿寒湖 流出口から 雄視橋 下流端までの 阿寒川本流 (キャッチ アンド リリース区間)	にじます	5.1～10.31 (日の出1時間前から日の入り1時間後まで)		日券 回数券(12回分)	1,500(税込) 15,000(税込)
	あめます				
	やまべ				

漁業協同組合 電話番号	河川 (湖沼)名	魚種	遊漁期間	遊漁料等	
				券の種類	金額(円)
別海漁業協同組合 0153-75-8111 根室湾中部漁業協同組合 0153-25-3131 ※遊漁時間 午前8時～午後3時	風連川、 トンデン川 及び木村川 ヤウシュベツ 川 及びケネヤウ シュベツ川 ボンヤウシュ ベツ川	わかさぎ ちか	1.1～12.31 (禁止期間3.1～4.30)	1日	1,000(税込)
西網走漁業協同組合 0152-61-3311	網走湖、網走川 及び女満別川	わかさぎ	1.1～3.31及び 12.20～12.31	1日	900(税抜)
		こい	5.1～8.31		
頓別漁業協同組合 01634-2-2161	クッチャロ 湖、ボン沼、 クッチャロ川 及び頓別川	えび	5.1～6.30	1日 1ヵ月 1年	500(税抜) 2,000(税抜) 5,000(税抜)
		わかさぎ	1.1～3.31及び 5.1～12.31		
朱鞠内湖淡水 漁業協同組合 0165-38-2470 ※遊漁時間 日の出～日没まで ただし、1月10日から 4月10日までは 日の出から午後4時まで	朱鞠内湖、 宇津内湖及び 朱鞠内湖に 流入する泥川、 ブトカマベツ川、 モシリウンナイ川、 陰の沢川の 本支流並びに 宇津内湖に 流入する ウツナイ川の 本支流	わかさぎ	1.10～4.10	(釣り) 1日 6回券	1,300(税抜) 6,500(税抜)
		こい			
		ふな			
		いとう			
		あめます	5.1～12.10	(釣り) 1日 1週間 1ヵ月 シーズン	500(税抜)
		やまべ			
		いとう			
		やまべ			
		あめます	6.1～12.10	1日	2,500(税抜) 7,500(税抜) 15,000(税抜) 33,000(税抜)
		わかさぎ			
		こい	5.1～12.10	1日	500(税抜)
		ふな			

注) 遊漁料については、遊漁規則によって加算、減額する場合がありますので、詳細は漁業協同組合に問い合わせてください。

注意!! 【能取湖は、平成30年9月1日から「海面」に指定され、遊漁のルールが変わりました】

主な変更は次のとおりです。

①能取湖内のあさりの開放区で「くまで」は使用できません!

②あさりの採捕禁止期間は7月16日～9月30日です!

※あさりの開放区については、西網走漁協(0152-61-3311)にご確認ください。

③湖内で遊漁船業の営業を行う場合は、遊漁船業の登録が必要です。

内水面区画漁業権による制限一覧

次の区域には、魚類等の養殖のため、**第二種区画漁業権**が設定されています。**区画漁業権**が設定された区域内で養殖している魚を捕ると、**漁業権の侵害等にあたり、罰則が適用される場合があります**ので注意してください。

なお、次の区域については、漁業権者が受忍し、採捕を認めている場合がありますので、詳細については各漁業権者にお問い合わせください。

R6.1.1時点で区画漁業権が免許された区域

(総合)振興局名	漁場区域		魚種	漁業権者	
	区	域 所在地		氏名	T E L
胆振	ウトナイ湖及び美々川本流	苫小牧市	わかさぎ・えび	荒木義信外5名	0144-33-8354
	三ヶ月沼	厚真町	こい・わかさぎ・えび	向江 豊司	01452-7-3410
十勝	然別湖及び流入河川	鹿沼町及び士幌町	わかさぎ・やまべ・にじま・おぼろこま	鹿追町	0156-66-2311

R5.12.31で区画漁業権がなくなった区域

下記の区域についてはR6.1.1から漁業権は設定されていません。
今回、区画漁業権がなくなった区域での釣りについては、下記連絡先にお問い合わせください。

(総合)振興局名	漁場区域		魚種	漁業権者	
	区	域 所在地		氏名	T E L
石狩	袋達布沼	新篠津村	わかさぎ	新篠津村	0126-57-2111
胆振	倶多楽湖	白老町	ひめます	いぶり中央漁業協同組合	0143-83-5001
日高	幌満川第3貯水池及び流入河川	様似町	にじます	電工興産株式会社	01463-6-2211
十勝	糠平湖	上士幌町	やまべ・わかさぎ・にじます	上士幌町	01564-2-2111
	サホロ湖及びび幌川本流	新得町	わかさぎ・にじます	新得町	0156-64-0522
オホーツク	おけと湖及び流入河川	置戸町	わかさぎ・やまべ	置戸町	0157-52-3311
空知	桂沢湖	三笠市	わかさぎ	三笠市	01267-2-3997
上川	桜岡貯水池	和寒町及び剣淵町	わかさぎ	剣淵町	0165-34-2121

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するために

北海道では、平成16年7月に釧路管内の塘路湖とこれにつながるアレキナイ川で回収されたコイの斃死個体が、国内で特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病に感染していたことが確認されました。
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するために、これらの水域からのコイの持ち出しが禁止されているほか、道内全域に次の内容の内水面委員会指示が発動されていますので、注意してください。

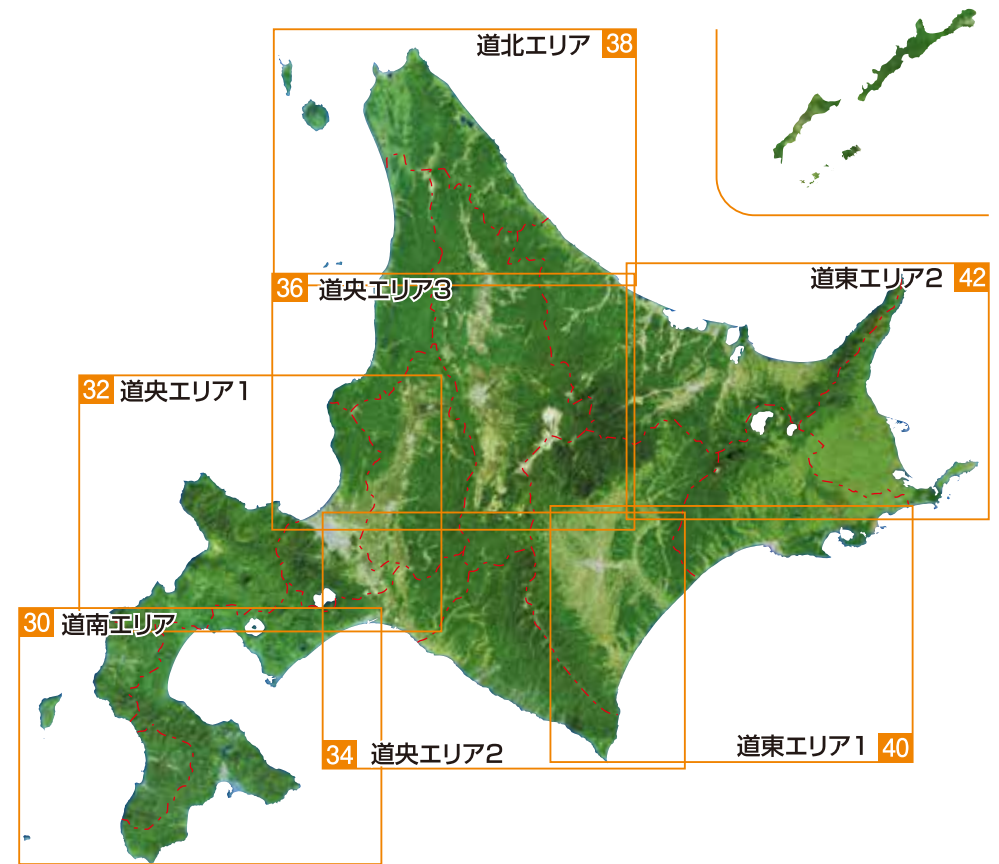
主な委員会指示の内容

- ・川や湖、釣り堀などで釣ったコイをほかの川や湖・池などに放さないこと！
- ・飼っているコイや死んだコイを川や湖・池などに放したり、捨てたりしないこと！

??コイヘルペスウイルス病について??

- ・原因ウイルスであるコイヘルペスウイルス(KHV)は、この病気にかかったコイからほかのコイに感染していきます。
- ・マゴイとニシキゴイがこの病気にかかります。
- ・感染しただけでは症状は出ませんが、発病すると目立った症状はないものの、動きが鈍く餌を食べなくなり弱って死んでいきます。
- ・人には感染しません。

全道エリア別 ルールマップ



- ※ ここに記載されている河川及び漁場の位置は概略ですので、釣りに出かける際には、道路地図等で正確な位置を確認してください
- ※ 委員会指示については、令和5年度の実績を記載しております。

後志利別川と支流メッ川との合流点に知事が設置した標柱より上流のメッ川本支流

太櫓川河口に設置された標柱から上流の小川との合流点までの区域及び小川本支流の区域

凡例

- 保護水面
- 資源保護水面
- 河口規制
- 内水面区画漁業権
- 遊漁規則
- 振興局境界線

榎山管内さくらます船釣りライセンス制の概要 (海区委員会指示)

6年1月10日から6年5月21日までの期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。

(遵守事項)

- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
- 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
- 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
- 4) 放流・廃棄の禁止
- 5) 釣行時間は、日の出から日没まで
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 訪船調査への協力

※令和5年度の内容を記載しています。詳細は、榎山海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。

いぶり噴火湾ルール

漁港利用に関するトラブルや海難事故などの防止を目的として、地元関係者で構成する「いぶり噴火湾漁港漁場利用検討会」が、漁港内や漁港周辺、漁具設置場所などのルールを決めている。

いぶり噴火湾漁港漁場利用検討会の構成
いぶり噴火湾漁協、室蘭漁協、PB団体、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、室蘭市、胆振海区、胆振総合振興局

胆振管内さくらます船釣りライセンス制の概要 (海区委員会指示)

5年12月15日～6年3月15日の期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。

(遵守事項)

- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
- 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
- 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
- 4) 廃棄の禁止
- 5) 釣行時間は、日の出から正午まで(一部海域では、日の出から14:00まで)
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 訪船調査への協力

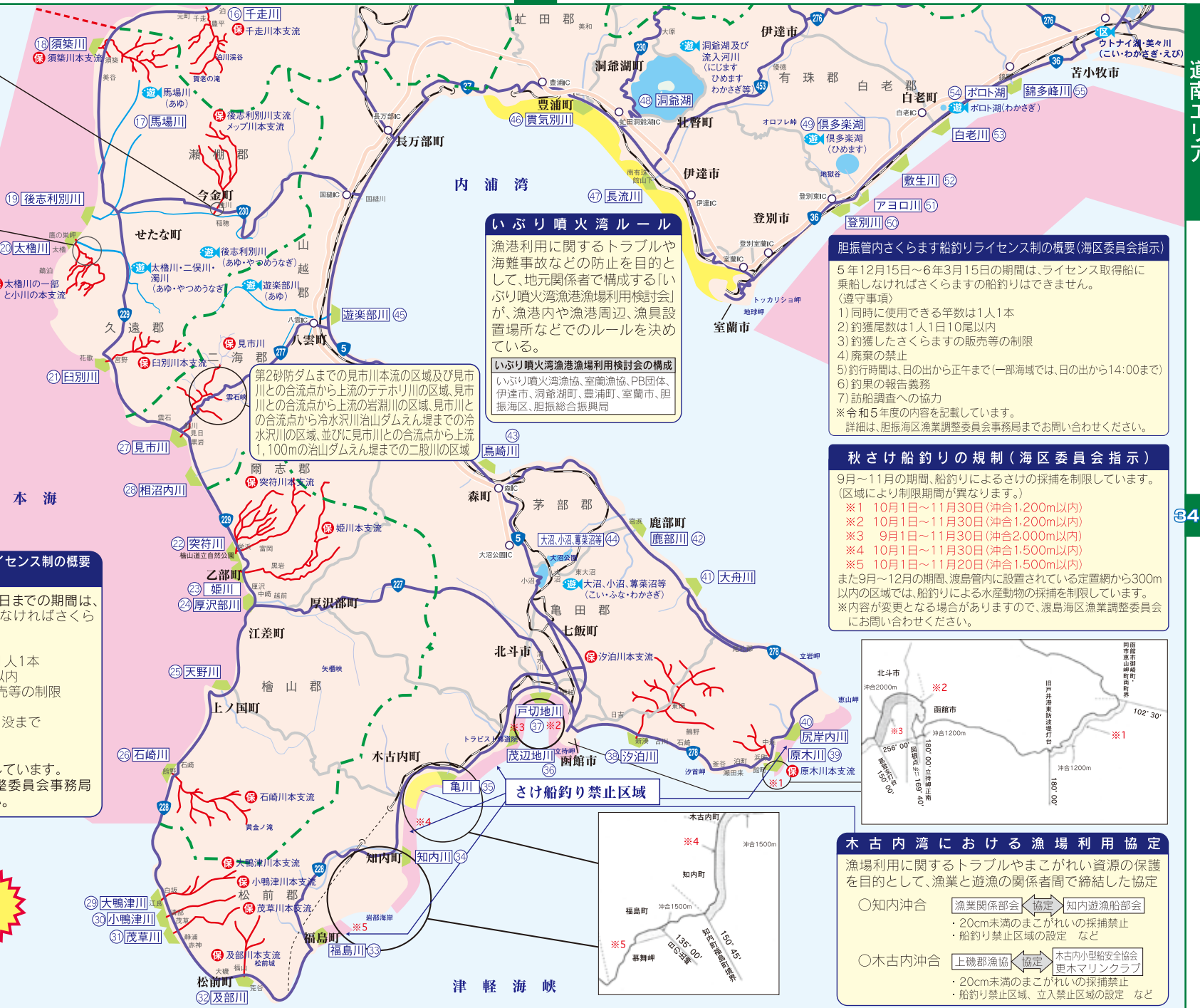
※令和5年度の内容を記載しています。詳細は、胆振海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

秋さけ船釣りの規制 (海区委員会指示)

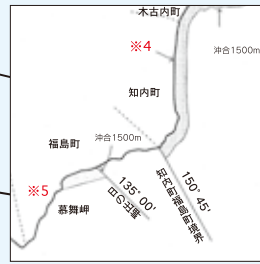
9月～11月の期間、船釣りによるさけの採捕を制限しています。(区域により制限期間が異なります。)

- ※1 10月1日～11月30日(沖合1,200m以内)
- ※2 10月1日～11月30日(沖合1,200m以内)
- ※3 9月1日～11月30日(沖合2,000m以内)
- ※4 10月1日～11月30日(沖合1,500m以内)
- ※5 10月1日～11月20日(沖合1,500m以内)

また9月～12月の期間、渡島管内に設置されている定置網から300m以内の区域では、船釣りによる水産動物の採捕を制限しています。
※内容が変更となる場合がありますので、渡島海区漁業調整委員会にお問い合わせください。



さけ船釣り禁止区域



木古内湾における漁場利用協定

漁場利用に関するトラブルやまごがれい資源の保護を目的として、漁業と遊漁の関係者間で締結した協定

- 知内沖合
 - 漁業関係部会 <協定> 知内遊漁船部会
 - ・20cm未満のまごがれいの採捕禁止
 - ・船釣り禁止区域の設定 など
- 木古内沖合
 - 上磯郡漁協 <協定> 木古内小型船安全協会 更木マリンクラブ
 - ・20cm未満のまごがれいの採捕禁止
 - ・船釣り禁止区域、立入禁止区域の設定 など

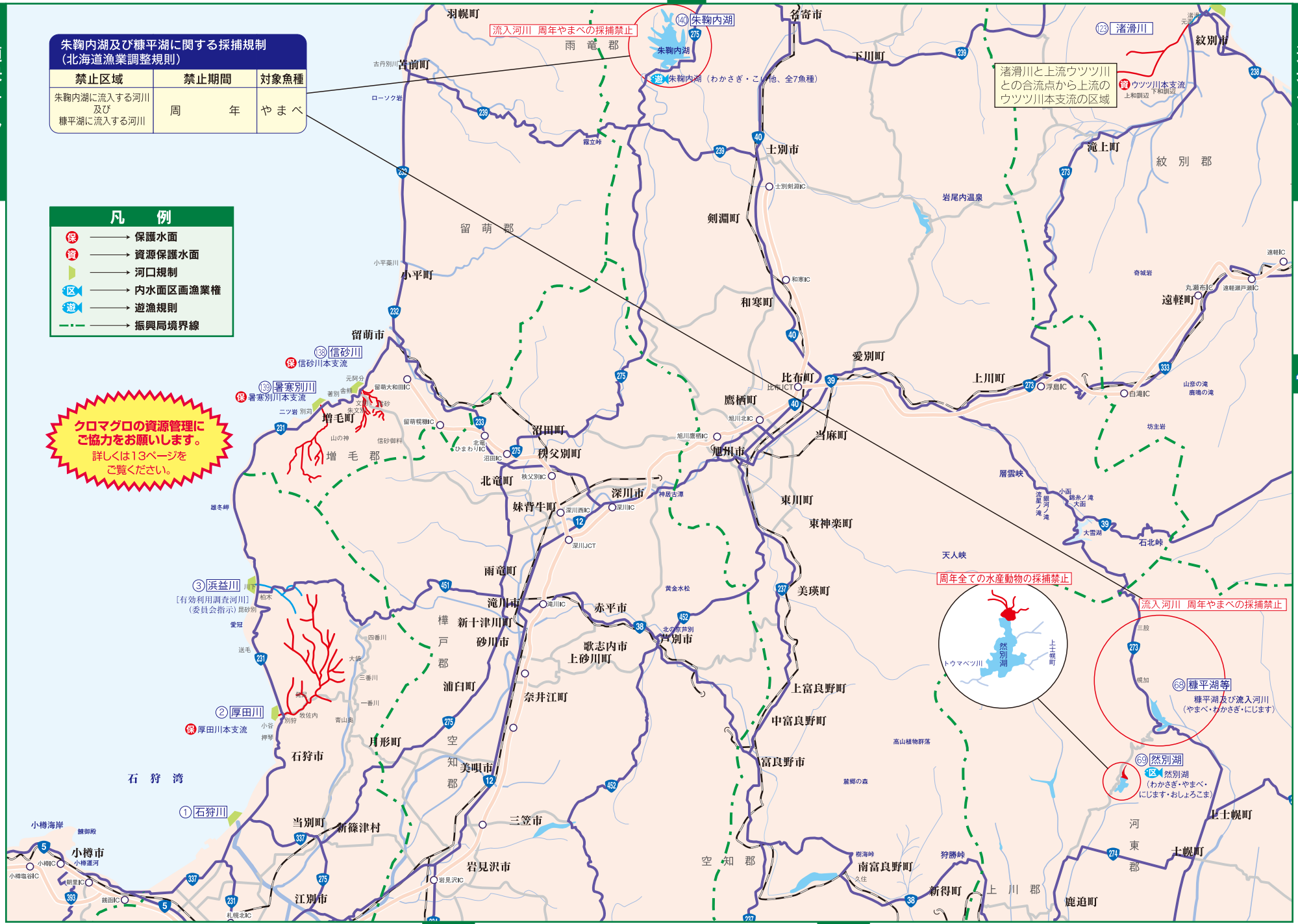
朱鞠内湖及び糠平湖に関する採捕規制 (北海道漁業調整規則)

禁止区域	禁止期間	対象魚種
朱鞠内湖に流入する河川 及び 糠平湖に流入する河川	周 年	やまべ

凡 例

- → 保護水面
- → 資源保護水面
- → 河口規制
- → 内水面区画漁業権
- → 遊漁規則
- → 振興局境界線

クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。



凡例	
	保護水面
	資源保護水面
	河口規制
	内水面区画漁業権
	遊漁規則
	振興局境界線

クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。

クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。



天塩川と支流バンケナイ川の合流点から上流のバンケナイ川本支流の区域

北見幌別川と支流バンケナイ川の合流点から上流のバンケナイ川本支流の区域

基点イと口を結ぶ線から上流のフーレップ川本支流の区域
基点は枝幸町字風烈布1番地と1208番地(右岸と左岸)に知事が標柱を設置しています。

幌内川河口から発電所貯水池えん堤(幌内ダム)までの幌内川本支流の区域

興部川と支流ウツツ川の合流点から支流ベンケ川の合流点にいたる間の興部川の区域及びベンケ川本支流の区域

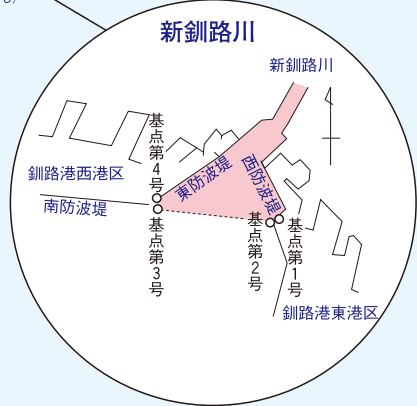
天塩川と支流美深バンケ川の合流点から上流の美深バンケ川本支流の区域

渚滑川と支流ウツツ川との合流点から上流のウツツ川本支流の区域

流入河川 周年やまへの採捕禁止
道央エリア(P36-37)に記載



天売島 焼尻島



西舎橋上流端から上流の日高幌別川の区域(春別川とシマン川とメナシユンベツ川との合流点まで)及び同合流点からの上流の春別川本支流の区域

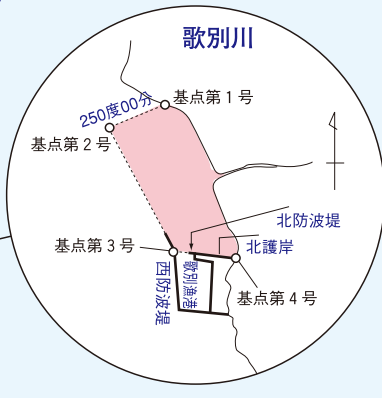
クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。

と か ち 合 意

漁港利用に関するトラブルや海難事故などの防止を目的として、十勝管内の漁業者団体とプレジャーボート団体が合意したローカルルール

十勝管内漁協組合長会 ← 合意 → とかちマリン連盟

- 十勝ルール(船釣りに関する協定)
 - ・秋さけの釣獲は1人1日10尾以内
 - ・釣獲調査票の提出
 - ・荒天時の漁港などからの出港禁止 など
- 大津ルール(PBの漁港利用に関する協定)
 - ・大津漁港のPBへの開放
 - ・駐車場・出入港時間の規定
 - ・出港届の提出 など



凡 例	
	保護水面
	資源保護水面
	河口規制
	内水面区画漁業種
	遊漁規則
	振興局境界線

**クロマグラの資源管理に
ご協力をお願いします。**
詳しくは13ページを
ご覧ください。

能取湖は海面に指定されました!
詳しくは27ページをご確認ください。

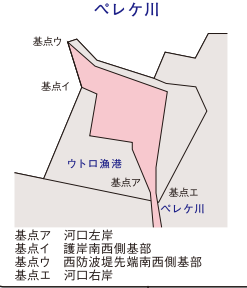
**網走川でのたも網・さで網使用の
採捕規制(北海道漁業調整規則)**

禁止区域	禁止期間	対象生物
網走川河口～ 網走湖口	4月20日～ 6月30日	すべての 水産動物
	10月1日～ 12月31日	

斜里町において美しい海浜と
豊かなサケ・マス資源の
持続的な利用を目指すため
ローカル・ルールの作成を
行っております。



ベレケ川



基点ウ 河口左岸
基点イ 護岸南西側基部
基点ア ウ西防波堤先端南西側基部
基点エ 河口右岸

**秋さげ船釣り
ライセンス実施海域**

海岸線から定置網が設置されて
いる一定の区域を制限していま
す。

秋さげ船釣りライセンス制
(海区委員会指示)

次の期間、制限海域(図中の青色、桃
色及び黄色部分)で秋さげの船釣りが
できません。

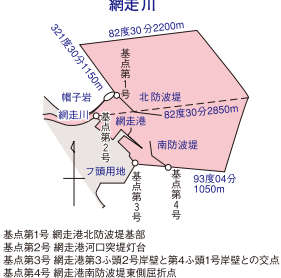
海域名	秋さげ船釣り禁止期間
ウトロ海域	5年8月25日～10月31日
網走斜里海域	5年9月1日～10月31日

ただし、秋さげ船釣りライセンス実施海
域(図中桃色及び黄色部分)において
はライセンス取得船に乗船して行う場
合下記の期間はこの限りではありません。

海域名	ライセンス期間
ウトロ海域	5年9月1日～9月25日
網走斜里海域	5年9月1日～9月30日

また、9月1日～10月31日の期間、定
置網の周囲500m以内の海域で船釣
りを行ってはなりません。
※令和4年度の内容を記載しています。
詳細は網走海区漁業調整委員会にお
問い合わせください。

網走川



基点第1号 網走港北防波堤基部
基点第2号 網走港河口突堤灯台
基点第3号 網走港第3ふ頭2号岸壁と第4ふ頭1号岸壁との交点
基点第4号 網走港南防波堤東側屈折点

斜里川での採捕規制(内水面委員会指示)

禁止区域	禁止期間	対象生物
斜里川河口～ (社)北見管内さけ・ます 増殖事業協会斜里捕獲 採卵場の捕獲施設	8月1日～ 12月25日	すべての 魚類

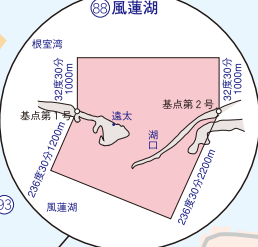
根室海峡北部海域での採捕規制
(海区委員会指示)

8月下旬～11月下旬の期間、定置漁具の周囲300m以
内では水産動物の採捕が禁止されています。
※詳細は、根室海区漁業調整委員会にお問い合わせください。

**野付湾でのさけ・ます船釣りの
規制(海区委員会指示)**

8月下旬～10月下旬の期間、湾内の
一部では船釣りによるさけ・ますの採
捕が禁止されています。
※詳細は、根室海区漁業調整委員会
にお問い合わせください。

風蓮湖



基点第1号 22度30分2200m
基点第2号 22度30分1000m

風蓮湖でのにしん採捕規制
(海区委員会指示)

9月下旬～12月下旬の期間、湖内の
一部ではにしん釣りが禁止されています。
※詳細は、根室海区漁業調整委員会
にお問い合わせください。

凡例

- 保護水面
- 資源保護水面
- 河口規制
- 内水面区画漁業権
- 遊漁規則
- 振興局境界線

西別川河口に設置された標柱から上流の西
別川とオンネベツ川との合流点までの西別
川の区域、西別川とシカルンナイ川との合
流点から上流のシカルンナイ川本支流の区
域及び西別川とオンネベツ川との合流点か
ら上流のオンネベツ川本支流の区域

釣り団体に参加しよう

道内には多くの釣り団体があり、そのうち全道的な支部組織を持つ3団体が「北海道釣り団体連合会」を組織しており、会員相互の親睦交流や情報交換などを行っています。

北海道釣り団体連合会 〒065-0010 札幌市東区北10条東1丁目1-11 (株)アイビック内
TEL 011-723-7711 FAX 011-752-6655

(公財)日本釣振興会北海道地区支部 〒065-0010 札幌市東区北10条東1丁目1-11 (株)アイビック内
TEL 011-723-7711 FAX 011-752-6655

(一社)北海道山女魚を守る会 〒063-0826 札幌市西区発寒6条8丁目3-10 TEL・FAX 011-667-2678




北海道釣魚連盟 〒060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6 株式会社 北海道新聞 Hot Media 内
TEL 011-200-2020 FAX 011-200-2626

外来魚の移植放流は禁止

万が一これらの魚を釣り上げた場合は、最寄りの(総合)振興局水産課または道庁漁業管理課にご連絡ください。

北海道漁業調整規則

移植放流禁止魚

		
ブラウントラウト	カムルチー	カワマス
原産地 イギリス諸島を含むヨーロッパ、 西アジア及びアフリカ大陸北部	原産地 黒竜江水系から揚子江付近までの 中国大陸及び朝鮮半島	原産地 北米北東部

この規則に違反してこれらの外来魚を移植放流した場合には、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律「略名称:外来生物法」(環境省・農林水産省) オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、ウチダザリガニなど

特定外来生物は許可を受けずに『飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと』などを行うことが禁止されています。

※これらの項目に違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。

外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

河川や湖沼に魚や卵(やまべやにじます等)の放流を考えている方へ(移植禁止魚種以外)

放流しようとする河川や湖沼以外に生息していた魚や卵を持ち込み放流することを考えている場合は、もともと生息している魚の生態に影響を与える可能性があるため、事前に北海道または(地独)北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場まで御相談願います。

関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話
北海道水産林務部漁業管理課	札幌市中央区北3条西6丁目	011 (204) 5485
石狩振興局産業振興部水産課	札幌市中央区北3条西7丁目	011 (204) 5842
後志総合振興局産業振興部水産課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136 (23) 1394
檜山振興局産業振興部水産課	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139 (52) 6553
渡島総合振興局産業振興部水産課	函館市美原4丁目6-16	0138 (47) 9484
胆振総合振興局産業振興部水産課	室蘭市海岸町1丁目4-1	0143 (24) 9811
日高振興局産業振興部水産課	浦河郡浦河町菜丘東通56号	0146 (22) 9323
十勝総合振興局産業振興部水産課	帯広市東3条南3丁目	0155 (26) 9059
釧路総合振興局産業振興部水産課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154 (43) 9213
根室振興局産業振興部水産課	根室市常盤町3丁目28番地	0153 (23) 6850
オホーツク総合振興局産業振興部水産課	網走市北7条西3丁目	0152 (41) 0656
宗谷総合振興局産業振興部水産課	稚内市末広4丁目2-27	0162 (33) 2946
留萌振興局産業振興部水産課	留萌市住之江町2丁目1-2	0164 (42) 8472
空知総合振興局産業振興部林務課	岩見沢市8条西5丁目	0126 (20) 0076
上川総合振興局産業振興部林務課	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166 (46) 5959
北海道連合海区漁業調整委員会	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課内	011 (204) 5482
石狩後志海区漁業調整委員会	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局内	0136 (23) 1395
檜山海区漁業調整委員会	檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山振興局内	0139 (52) 6556
渡島海区漁業調整委員会	函館市美原4丁目6-16 渡島総合振興局内	0138 (47) 9488
胆振海区漁業調整委員会	室蘭市海岸町1丁目4-1 胆振総合振興局内	0143 (24) 9812
日高海区漁業調整委員会	浦河郡浦河町菜丘東通56号 日高振興局内	0146 (22) 9328
釧路十勝海区漁業調整委員会	釧路市浦見2丁目2番54号 釧路総合振興局内	0154 (43) 9217
根室海区漁業調整委員会	根室市常盤町3丁目28番地 根室振興局内	0153 (23) 6853
網走海区漁業調整委員会	網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局内	0152 (41) 0659
宗谷海区漁業調整委員会	稚内市末広4丁目2-27 宗谷総合振興局内	0162 (33) 2971
留萌海区漁業調整委員会	留萌市住之江町2丁目1-2 留萌振興局内	0164 (42) 8475
北海道内水面漁場管理委員会	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業管理課内	011 (204) 5481
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中央水産試験場	余市郡余市町浜中町238番地	0135 (23) 7451
〃	函館水産試験場 函館市弁天町20番5号	0138 (83) 2892
〃	栽培水産試験場 室蘭市舟見町1丁目156番地3	0143 (22) 2320
〃	釧路水産試験場 釧路市仲浜町4番25号	0154 (23) 6221
〃	網走水産試験場 網走市鱒浦1丁目1番1号	0152 (43) 4591
〃	稚内水産試験場 稚内市末広4丁目5-15	0162 (32) 7177
〃	さけます・内水面水産試験場 恵庭市北柏木町3丁目373番地	0123 (32) 2135